

令和 2 年 第 2 1 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 2 年 1 1 月 1 0 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	千	葉	孝
教育長職務代理者	蓮	沼	秋
委員	石	井	治
委員	庭	野	和
委員	古	卷	勲

事務局	教育推進課長	飯	田	常	雄
	学務課長	甲	斐	豊	明
	指導室長兼教育研究所長	近	津		勉
	学校施設課長	石	塚		修
	統括指導主事	百	々	和	世
	統括指導主事	千	葉	一	知

書 記	教育委員会事務局				
	教育推進課庶務係長	杉	浦	佳	之
	同 主査	志	村	一	彦

千 葉 教 育 長	開会時刻 午後１時 ただいまから、令和２年第２１回教育委員会定例会を開催いたします。 本日は１名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、傍聴人の入室をお願いします。 日程第１、署名委員を決定します。庭野委員と古巻委員にお願いいたします。続いて、日程第２、議案の審議にまいります。 初めに、第４６号議案、令和元年度教育委員会事務事業点検・評価の実施についてですが、前回いただきました意見をもとに調整中でございますので、本日は継続ということでよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、そのように決定いたします。 次に、第４７号議案「教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取について」を議題とします。本件は、議会に上程される前の議案に関することであり、政策形成過程にある案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第１３条に定める秘密会として審議したいと思います。 この発議に賛成の方は挙手をお願いします。 〔賛成者挙手〕
教 育 長	賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。 なお、本議案につきましては、議案が議会に上程された後に議事録の公開を可能とします。それでは傍聴人の方は退出願います。秘密会終了後の再入室は可能であります。 〔傍聴人退出〕 〔秘密会〕 〔政策形成過程期間が終了したため秘密会部分を公開〕

教 育 長	それでは、第４７号議案を審議いたします。内容につきまして事務局から説明をお願いします。
飯田教育推進課長	では、第４７号議案についてご説明させていただきます。資料をご覧ください。１枚目におつけしてございますのが、本日付けで発出された公文書でございます。教育に関する事務の議案についてということで、１１月２４日火曜日から開会いたします令和２年第４回江戸川区議会定例会に提出する議案に関しまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、教育委員会の意見を聴取するものでございます。今回お諮りする議案は１件でございます。記書きにございます、令和２年度江戸川区一般会計補正予算中教育の事務に関するものでございます。こちらにつきましては、具体的には次の資料に載せさせていただきましたので、ご覧ください。 令和２年度第６号補正予算概要（教育費）案をご覧ください。今回の補正につきましては、上小岩小学校の改築に伴います上小岩遺跡の発掘調査にかかる補正予算を計上してございます。 歳出の部でございますが、教育費、学校施設費、上小岩小学校施設改築費の委託料でございます。１億１，５２６万２，０００円の補正でございます。こちらにつきましては、内容にございますように８月の試掘調査の結果、重要な遺構や遺物の存在が確認されたことにより、さらなる詳細な発掘調査が必要となるため、計上したものでございます。また、繰越明許費につきましては、同じく学校施設費、上小岩小学校施設改築費委託料でございます。令和２年度から令和３年度にかけての繰越明許ということで計上させていただきました。内容の後段にございますように、「また」以下のところに記載してございますように、発掘調査規模により、年度内の調査完了が困難であり、令和３年９月までの調査が引き続き必要となるため、繰越明許としても計上させていただきました。資料につきましては、説明以上でございます。
教 育 長	ありがとうございます。ただいまの件につきまして、何かご質問・ご意見ございますでしょうか。
石 井 委 員	今回の補正額というのが発掘調査のための補正額ということで、発掘調査そのものが来年９月までということになりますと、いろいろな学校改築等の段取りが予定も変わってこようかなと思うんですけれども、そこら辺については繰越等がこれから行われるという、そんな理解でよろしいでしょうか。

教育推進課長	まず、前段で私からご説明させていただきますところとしましては、今回補正に挙げさせていただきました1億円強の金額でございますが、現在、発掘調査をしている部分の補正でございます。校庭の西側、これから東側をやりますけれども、今後プールの土地であったりとか、校舎の跡地であったり、体育館の跡地であったり、それぞれ順次発掘調査がおそらく必要になると見込んでおります。あくまで今回ののは、今、発掘調査をしているところが来年度までなんです、全ての部分を発掘調査してまいりますと、令和8年度くらいまで順次発掘調査が必要になってくる見込みでございます。これに伴いまして、学校改築のスケジュールも後ろ倒しになっていくところではございますけれども、こちらにつきましては、学校施設課長からご説明させていただきます。
石塚学校施設課長	新校舎の着工予定ですが、当初は令和4年度、5年度で行う予定でしたが、これがほぼ2年間遅れまして、6年度、7年度で行う見込みでございます。
石井委員	本質とはちょっと離れた発掘のほうに質問を向けたいんですけれども、この遺跡というのは年代的にはどこら辺の年代でしょうか。また、こういう遺跡があるところって、かなり高台といいましょうか、少なくとも河岸段丘の中程より上かなと思うんですけれども、地形的にはそういう場所なんですか、この土地は。
教育推進課長	すみません、地形のところは明るくないんですけれども、年代的には今、調査中でございます。かなり古い遺構が今出てきているということで、おそらく弥生時代から奈良時代のものであるとか、中世から近世にかけての時期のものなどが発掘されておりまして、いわゆる昔の住居の跡であったり、道路の道の跡というのでしょうか、らしきものが今見えているといいましょうか、まさに掘り出しているところでございます。こういった出土品から見たところでは一番古いものは奈良時代、弥生時代というところでございますが、詳しいところは今まさに発掘調査をして検証させていただいているところでございます。
石井委員	住居の跡とか、いろいろなものが出てきているのですね。
学校施設課長	今、校庭の東側と西側でやっています。西側のほうは本格的な調査を始めているところでして、居住地の跡が、今、教育推進課長が申し上げたように

教 育 長	居住地の跡が出てきております。高さとしては東側のほうが少し高くなっていて、西側のほうにつながっているのではないかという推測に基づいて調査を進めているところでございます。 最終的には、報告書という形で出てくるということですよな。 その他、よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	他になれば、第４７号議案の意見聴取に対しては異議なしと決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、異議なしと決定し、区長にその旨回答いたします。 秘密会はここまでとします。傍聴人の再入室を認めます。 〔秘密会終了〕 〔傍聴希望者再入室〕
教 育 長	続いて、日程第３、教育関係事務報告にまいります。 はじめに、議会からの陳情の送付及び結果報告の請求について事務局から説明をお願いします。
近津指導室長	私から、議会からの陳情の送付及び結果報告の請求について、説明をさせていただきます。資料おつけしてございますのでご覧ください。まず１枚目でございますけれども、令和２年１０月２９日付、江戸川区議会議長名で、教育委員会教育長宛に陳情の送付及び結果報告の請求についてという請求が来てございます。内容でございますが、記書きの下をご覧ください。件名でございますが、江戸川区立小中学校における名簿を男女混合名簿にするよう求める陳情ということで、この陳情につきまして、審査結果、採択というふうになってございます。 続きまして、おめくりいただきまして江戸川区立小中学校における名簿を男女混合名簿にするよう求める陳情ということで、こちらは陳情原文をつけ

	させていただいてございます。内容ですけれども、要約いたしますと、江戸川区では、性の多様性を象徴する取組みがされているにもかかわらず、残念ながら江戸川区立学校では男女別の名簿がそのまま使われていて、現在も使われている。今回、コロナの中で男女別の分散登校が実施されたことにより、男女の性の境遇等に苦しんでいる後輩がいるということで、最終的にこちらの記書きでございますが、男女混合名簿を教育委員会として導入してくださいという陳情でございました。 この陳情に対しまして、教育委員会といたしまして、おめくりいただきまして、次のように報告をしたいと考えまして、案を作成してございます。「採択された陳情に関する処理結果について（報告）」ということで、別紙をご覧ください。別紙でございますが、本陳情の審査に対する江戸川区教育委員会の対応について、下記のとおり報告します。教育委員会事務局において、教員が「男女混合名簿」を作成できるようマニュアルを整備し、今年度中に江戸川区立全小中学校に周知するとともに、各学校が順次「男女混合名簿」を作成し、学校長の判断により適切に活用するよう依頼していきます。というふうに回答したいと考えています。
教 育 長	ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。
庭 野 委 員	ここに男女混合名簿とありますけれども、小学校、中学校では、結構名簿については様々な形のものが活用されているというふうに私は認識しているところなんですけれども、殊更、男女混合名簿といってこられたもの自体は、これは出席簿を念頭に置かれているのでしょうか。それとも、この部分全部含めて混合名簿になっていないということをおっしゃってきたのでしょうか。
指 導 室 長	この陳情者が何をもって男女混合名簿というふうにおっしゃっているかということにつきましては、いささか特定し難い部分があるのかなというふうに考えてございます。しかしながら、この陳情原文によりますと、特に後半のところなんです、特に今回「コロナ対策の一環として、男女別の分散登校が実施された」というところを取りますと、いわゆる出席番号順に男女別、4分割して分散登校が行われた際にというところを指しているのかなというふうに推測されます。そう考えると出席簿を指しているのかというふうにも考えられますが、その部分についてどういったものを具体的に指しているかについては、特定し難いかなというふうに考えています。ただ、今、

	委員おっしゃったように、学校では実際に様々な場面で、教育活動のあらゆる場面で様々な形の名簿を作成し、それを使用していますので、こちらの報告もそれに基づいて順次作成し、学校長の判断により、適正に活用するというところで回答してまいりたいかなというふうに考えているところでございます。
庭 野 委 員	いろいろな活動をするとき、例えばグループ活動であるとか、何か自分のそれぞれの得意な分野で集まってやるという場合には、みんなそれぞれの希望でいっていますので、男女が本当に混合したものがいっぱい作られているというふうに私は見えていますので、多分、いわゆる出席簿のことを主に念頭に置いてされているのかなと思います。出席簿についても男女で分けるとか、男女をこういうふうにとかいろいろとあるんでしょうけれども、今後はLGBTのこともありますし、いろいろなことに配慮していかなければならないということですので、こういった男女混合名簿を推進していくという趣旨は大変結構だというふうに思います。
教 育 長	いかがでしょうか。
石 井 委 員	私も男女平等というような観点からいたしまして、名簿を男女混合名簿にするということは望ましいと思っております。私ども教育委員会の対応というところで文書をお知らせいただいたわけなんですけれども、記書きのところにあります今年度中というところを、できることであれば、できるだけ早い時期にお伝えいただいて、来年度の名簿から変えようという意志のある学校長のところでは年度早々から変えられるように、はっきり申し上げて入学式からもうそういうことができるような状態になるようお願い申し上げます。
古 卷 委 員	基本的なところですけども、これは強制力が働くんでしょうか。
指 導 室 長	学校教育法上、名簿を作成する主体は学校長となっております。学校長が例えば出席簿を作成しなければならない、学校長は指導要録を作成しなければならないというふうになってございます。そういう意味でいいますと、その作成する責任は学校長にあるということで、教育委員会といたしましては、こちらこのような形で活用するよう依頼するという形の教育委員会の対応になるかなというふうに考えてございます。

古 卷 委 員	そうすると、学校長の判断ということですので、極端に言うと、作らなくてもいいということになるんですか。
指 導 室 長	学校の責任と権限において作成されるものではございますが、教育委員会といたしましては、作成するよう依頼するということになりますので、最終的には教育委員会の依頼というのはある意味、指導という形にもなるかというふうに考えていますので、学校につきましては、学校におかれましては、作成をしていただきたい、していただくものというふうに考えてございます。
古 卷 委 員	もう一点すみません。あと、マニュアルということですが、マニュアルをつくるということは、ひとつの枠にはめがちといいますか、はめていくということにも通じると思うんですけれども、その辺、マニュアルというのはどういう形でいつごろまでに出来上がるんですか。また、そういうのを私たちが拝見することはできるんですか。
指 導 室 長	現在、学校は校務支援システムによって名簿を作成してございます。この校務支援システム上で、どういう操作をすることによって男女混合名簿が出来上がるかという、その手順を示すものをマニュアルというふうに申してございます。それは事務局で作成して学校に周知するという形でございます。
古 卷 委 員	それは見られるのですか。
指 導 室 長	作成後、お示しすることは可能でございます。
蓮 沼 委 員	この混合名簿に関しては、もう時代の要請的な部分もありますし、制服問題も含めて江戸川区の区長さんもそういった声に応えてやってきているということで、今、指導室長からも話ありましたけれども、学校もその辺をしっかりと受け止めて、ぜひ移行していけたらと思います。今までも子供たちに様々な形で使い分けしてきていると思うのですけれども、そういう形でまた学校に話していただければ、しっかり新しい方向で全校舵をとれるのかなと思っています。よろしくお願いします。
教 育 長	よろしいでしょうか。他になれば、ただいまの報告事項を了承いたします。

近津教育研究所長	す。次に、いじめ電話相談（令和２年度１０月分）についての報告にまいります。事務局から説明をお願いいたします。 それでは、いじめ電話相談（令和２年度１０月分）につきまして、ご報告をさせていただきます。資料をご覧ください。本年１０月のいじめ電話相談は１件でございました。内容といたしましては、小学校６年生の女子に関する内容で直接的な言葉、あるいは間接的な言葉によるいじめという内容でございます。相談者はいじめを受けた児童の父親でございました。ご報告は以上でございます。
教 育 長	ご質問等ございましたら、お願いします。
石 井 委 員	言葉、直接、間接ということがあるんですが、間接というのは、例えばＳＮＳへの書き込みとかそういうような事柄だったのでしょうか。問題のない範囲で教えていただければと思います。
教育研究所長	委員おっしゃるとおりでございます。
石 井 委 員	ありがとうございます。そうすると、お父様から電話がかかってきたということは、お父様自身、そのＳＮＳの文章といいましょうか、文言をご覧になって、これは、ということで電話されたという、そんな感じでしょうか。これも問題のない範囲で教えてください。
教育研究所長	子供たちの間での出来事を父親が聞いて、それについて心配してというような形です。
教 育 長	その他よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、令和２年第２１回教育委員会定例会を終了いたします。 閉会時刻 午後１時２４分